

おおつ教育旅行誘致事業協力金交付要綱

(目的)

第1条 本協力金は、閑散期である冬季（12月～3月）に市内の宿泊施設及び有料観光施設を利用する教育旅行（以下、「旅行」という。）を促進し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな打撃を受けている市内の観光事業者を支援することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 交付対象者は、旅行業法に基づく旅行者として登録を受けている者（以下「旅行者」という。）とする。

(交付要件等)

第3条 交付要件および交付金額は別表のとおりとする。

(交付申請)

第4条 旅行者は、おおつ教育旅行誘致事業協力金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付し、びわ湖大津観光協会会長（以下「会長」という）が定める日までに提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 旅行行程表

(交付金額の決定)

第5条 会長は、前条の規定による交付の申請があったときは、当該申請書等の書類の審査等により交付すべきと認めるときは、おおつ教育旅行誘致事業協力金交付決定通知書（様式第3号）により速やかに協力金の交付の決定をするものとする。

(申請内容の変更等)

第6条 旅行者は次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめおおつ教育旅行誘致事業協力金変更（中止）承認申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 協力金の申請が、交付要件を満たさなくなった場合
- (2) 旅行の全部を中止しようとする場合
- (3) 申請内容に大きな変更が生じた場合

2 前項の変更（中止）承認申請書には、第4条の規定により交付申請書に添付した書類のうち変更に係るものを添付しなければならない。

(変更（中止）の承認)

第7条 会長は、前条第1項の規定による承認の申請があった場合において、申請内容の変更等を承認したときは、速やかにおおつ教育旅行誘致事業協力金変更（中止）承認決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

(実績報告及び交付の請求)

第8条 旅行者は、旅行が完了し、協力金の交付を受けようとするときは、おおつ教育旅行誘致事業実績報告書兼請求書（様式第6号）に次の書類を添えて会長に提出しなければ

ばならない。

- (1) 宿泊施設利用証明書（様式第7号）
- (2) 観光施設利用証明書（様式第8号）
- (3) 銀行口座振込依頼書（様式第9号）
- (4) 最終旅行行程表

2 前項の実績報告書兼請求書は、完了の日から起算して10日を経過した日、または令和4年3月10日のいずれか早い日までに会長宛てに提出しなければならない。

（交付金額の確定及び協力金の交付）

第9条 会長は、前条の規定により実績報告及び交付の請求を受けた場合においては、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、協力金の交付決定時の内容およびこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき金額を確定し、協力金を交付するものとする。

2 前項の交付金額の確定に係る通知は、おおつ教育旅行誘致事業協力金確定通知書（様式第10号）により行うものとする。

（交付の取消し）

第10条 会長は、旅行事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の手段により協力金の交付を受けたとき。
- (2) 協力金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付の決定又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) その他法令等に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき協力金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第1項の規定による取消しをしたときは、おおつ教育旅行誘致事業協力金交付決定取消通知書（様式第11号）により、速やかにその旨を旅行事業者に通知するものとする。

（協力金の返還）

第11条 会長は、協力金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関しすでに協力金が交付されているとき、又は旅行事業者に交付すべき協力金の額を確定した場合において、すでにその額を超える協力金が交付されているときは、旅行事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の協力金の返還に係る通知は、おおつ教育旅行誘致事業協力金返還通知書（様式第12号）により行うものとする。

（書類の保存）

第12条 旅行事業者は、旅行に係る書類を整理し、かつこれらの書類を旅行が完了した日の属する会計年度の終了後、5年間保存しなければならない。

(その他特記事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別途定める。

2 予算を超過する場合、該当する旅行事業者に別途通知することとする。

3 予算を超過すると判断した場合は、その時点で申請受付を中止するものとする。その際は、受付時に待機番号を付与し、中止数に応じて、追加受付を行う。

附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。

別表（第3条関係）

交付要件	交付金額
<p>大津市内に宿泊し、かつ利用証明が発行可能な有料の観光・体験施設等を利用する教育旅行（研修旅行・校外学習・合宿等含む）をびわ湖大津観光協会と共に企画・実施すること。</p> <p>宿泊施設と上記対象観光施設の利用人数が異なる場合は、観光・体験施設等の利用人数を交付対象として適用する。</p>	<ul style="list-style-type: none">・教育旅行に参加する生徒1人（実人員）あたり2,500円（税込）を支給する。（引率等は含まない）・交付限度額は予算の範囲内とする。1事業者あたりの交付限度額は設けない。